

『民法総則ベーシックス CASE&Qから学ぶ』正誤表

『民法総則ベーシックス CASE&Qから学ぶ』に誤りがございました。

お詫び申し上げますとともに、下記のように訂正いたします。

法律文化社

該当箇所	正	誤
16頁下から8行目	Bは、Aの推定相続人であることから(890条)、	Bは、Aの推定相続人であることから(891条)、
42頁 8行目	善意の第三者であるとして一般法人法77条5項により保護されることに	善意の第三者であるとして一般法人法77条5条により保護されることに
42 頁下から 10行目	ただし、相手方が決議を経ていないことを知りまたは知ることができたときに限り無効であることになる	ただし、相手方が決議を経ていないことを知りまたは知ることができたときに限り有効であることになる
52頁6～7行目	乙(建物)は、甲(土地)と	乙(建物)は、甲(土地)と
59 頁下から 1 行目	AからBへの返還請求を認めていない。	XからYへの返還請求を認めていない。
78頁 7行目	それでは錯誤の種類を、もう少し掘り下げていこう。	それでは錯誤の種類を、もう掘り下げていこう。
81 頁 12 行目	Cは専門店Bから、甲の市場価格相当額で甲を購入したとある。	Cは専門店において、甲の市場価格相当で甲を購入したとある。
85頁 下から1 行目	とりわけ、一個人が企業との	とりわけ、一個人企業との
93頁4行目	自身の利益を保護する観点から解釈されたり権利者であるかのような	自身の利益を保護する観点から解釈されたりや権利者であるかのような
96 頁 6 行目	強迫されている状況がなくなった場合など	強迫されてる状況がなくなった場合など
96頁 14行目	ゲーム機を返還する義務が生ずる。他方、Aは、本来であれば5万円を返還することになる	ゲーム機を返還する義務が生ずる。他方、Bは、本来であれば5万円を返還することになる
106 頁 17 行目	また、Bは、Aに契約の効果の属否を催告するか、	また、Cは、Aに契約の効果の属否を催告するか、